知的障害者の刑務所と福祉機関との連携のあり方

障害者の刑務所における処遇については、先に「塀の中の障害者の処遇のありよう（「雑学ＢＮ」の書籍等読後感関係（Ｉ）Ｐ、2004. 3. 19.：参照）」で触れたことがある。

法務省は知的障害のある受刑者の出所後の福祉ケアのあり方をようやく模索し始め、福祉施設との連携も試行しているようである。

最近、「もう刑務所には戻さない～動き出す知的障害者支援～」と題する解説番組があった。

法務省が行った、全国の１５ケ所の刑務所の知的能力が低いとみられる受刑者の実態調査にも触れていた。

１８年度の受刑者の内、ＩＱ６９以下は２３％で、境界域を含めると、かなりの知的障害者が受刑していることが推測される。

しかも、再犯を繰り返して５回以上刑務所に戻った人は５４．４％で、３ケ月以内で戻ってきた人は３２％。

その背景は、入所以前は無職だった人が８０％を占め、就職もままならず路上生活等故に、食べることに不自由し、万引きや無銭飲食等の窃盗事件がほとんど。

出所後も帰る場所はなく、また、福祉制度の支援も受けられず、刑務所がセフティーネットになっている皮肉。

福祉制度を受けられる前提である療育手帳を受けている人は、わずか１割。

その療育手帳とて、１８歳未満の発達期に発症があったことを証明できなくてはならず、成人の出所後の福祉支援を受けるための手帳受給もままならない現実。

こうした理由から、入所以前に福祉制度の支援を受けた経験者はほとんどいない現状。

刑務官の「（福祉制度等の）何かの助けがあれば、ここ（刑務所）に来なかった人はたくさんいる。」との言葉がこの現状問題を象徴している。

番組では、こうした問題から、刑務所と福祉機関との連携のあり方、また、その具体的な取り組みも紹介されていた。

連携のお世話でグループホームに入所した５４歳の女性は、「こんな家での生活は、１８歳頃以来」と呟く。

「法の谷間、制度の谷間に残された方々の問題に取り組むことこそ福祉」と、改めて思った。

阿部幸泰　　（2007 年 9 月 5 日　記）